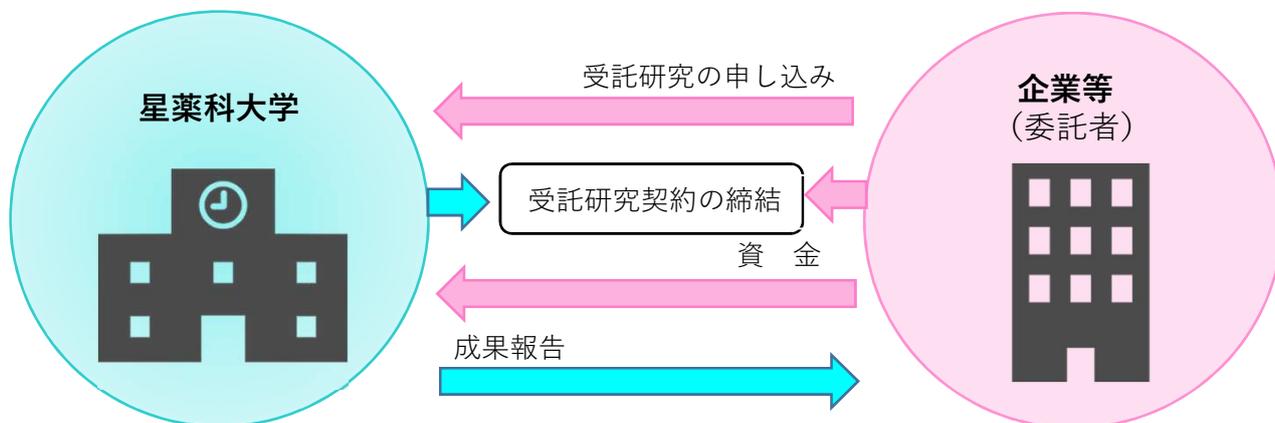


受託研究

(概要)

企業等からの委託を受けて星薬科大学の研究者が業務として実施し、その成果を企業等に報告する制度です。研究に要する経費は委託者に負担していただくことになります。



(1) 申し込み

星薬科大学への受託研究をご検討されている企業・研究機関の皆様は、本学の研究担当者と相談の上、研究委託申請書・受託研究契約書（案）を作成し、事務担当窓口（総務部庶務係）に提出ください。

(2) 受入の決定

研究委託申請書・受託研究契約書（案）に基づき、本学にて検討を行い、お申込みいただいた企業・研究機関と契約内容の調整をいたします。調整の結果、合意に至りましたら本学内での決済を経て、契約締結となります。

(3) 受託研究費の額等 (委託者が負担する経費)

受託研究費の額は、研究担当者による研究に必要な直接経費の額（研究支援者等人件費、謝金、旅費、消耗品費、賃借料、光熱水料、設備購入費、その他）と本学の管理等に必要な間接経費相当額の合計額となります。

(4) 契約期間

受託研究の契約期間は、協議により決定します。

(5) 知的財産の取り扱い

受託研究等の結果生じた発明等については、原則として本学に帰属します。

(6) 問い合わせ先

総務部庶務係

E-mail : kenkyushien[at]hoshi.ac.jp ※ [at]を@に変換してください。